

【取扱い厳重注意】

平成23年11月9日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 齊藤 修啓

平成23年11月9日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

原子力安全委員会管理環境課企画官 海老根 強

2 聴取日時

平成23年11月9日午後1時頃から同日午後2時40分頃まで

3 聴取場所

内閣府合同庁舎4号館6階643会議室

4 聴取者

飯崎 準 参事官補佐

齊藤 修啓

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

現地対策本部におけるスクリーニングレベルの検討状況等別紙のとおり。

第3 特記事項

特になし。

以上

【取扱い嚴重注意】

別紙

1. 被聴取者の身分

海老根氏は、原子力安全委員会事務局の企画官である。3月11日の事故発生後、3月16日夜まで大熊町にあるオフサイトセンターに滞在した。本日が2回目の聴取である（前回の聴取は9月15日）。

2. 聴取結果概要

13日7時45分からOFCで除染基準の検討を開始したのは、12日に1号機の爆発があって、線量が高くなってきたのを受けたものである。当時、OFCは自衛隊や東電の第一原発への出撃基地になっており、汚染されたまま執務室に入ってくると部屋全体が汚染されてしまうため、除染の基準を定める必要があるということ、医療班のメンバーであった、放医研の鈴木先生が提案し、その提案をもとに検討を行った。つまり、除染基準の策定は、もともと周辺自治体に指示することを目的としたものではなく、OFCの運営上の必要性から開始されたものである。検討メンバーには、JAEA、東電、自衛隊、安全委員会の私、OFCの総括班、住民安全班、医療班等が参加した。東電では、管理区域からの物品の持ち出しの基準を法定レベルである40Bq/cm²の10分の1の4Bq/cm²で管理しており、東電の専門家によると、これが600cpmに該当するということであった。福島県からは住民安全班長が検討に参加していたが、福島県独自のスクリーニング基準については、特に発言はなかった。この議論をもとに、OFCでは当面、法定限度の40Bq/cm²に相当する6000cpmで運営しようという合意がなされた。13日朝に、安全委員会からリエゾンでERCに行っていた橋本副管理官に電話でこのことを伝え、何回かやり取りをして意見を聞くと、安全委員会では、10000cpmにしようと考えていると伝えられた。議論の結果、より小さい値で安全側に運用するのであればやむを得ないということになった。橋本副管理官との電話で、スクリーニングレベルを超えた住民に安定ヨウ素剤を飲ませるかどうかという議論は行っていない。私としては、住民ではなくOFCに出入りする人の除染のためのスクリーニングレベルについて話していたつもりで、OFCに出入りする人には当然ヨウ素剤を服用させることになっていたの、「ヨウ素剤投与は必要ない」ということを話した。また、OFCの入域管理のための除染基準が、周辺自治体への指示という形になった経緯については、承知していない。恐らく、医療班が各地でスクリーニングを実施する際に、同じレベルで統一したいということを行い、総括班がERCと相談して決めたのだと思う。私は経緯を把握しておらず、いつの間にかすり替わっていた。安全委員会に対しては、周辺自治体への指示案として助言依頼が送付されており、私はOFCの除染基準のつもりで話していたので、橋本副管理官との電話では、両者に認識のズレがあったかもしれない。

15日未明に安全委員会から出された入院患者へのヨウ素剤投与の助言は、福島県庁にOFCが移動してから気付いたという記憶がある。14日から、大熊町OFCでは、防護服に防護マスク着用で荷造り作業をしており、OFCに送られてきた文書は、どんどん袋に

【取扱い嚴重注意】

入れているという状態だった。15日の17時から県庁内のOFCの場所が使用可能となり、夕方頃に県庁で書類の整理をしていた時に、このような指示が出ていることに気付いた。また、15日に我々に対して大熊町OFCからの撤退命令が出された際には、既に避難圏内の全ての人を自衛隊車両で輸送する手筈が整っていたので、16日に20km圏内の残留者に対するヨウ素剤投与の助言が出た際には、20km圏内には、立ち退き拒否の人を除いて残っていなかったと認識している。